

山梨県中小企業団体中央会機関誌
平成19年度中小企業組合活性化情報

中小企業 タイムズ

4月1日（日曜日）
2007年 第603/181号（毎月1日発行） 定価100円
昭和36年4月10日 第三種郵便物認可

3月の出来事

●時 事

- 1日 山梨・静岡に富士山ナンバー導入を決定
- 9日 西武がアマ選手2人に金銭供与

●山梨県中央会ニュース

- 6日 正副会長会議、理事会
UIターン支援説明会
- 11日 中小企業組合まつり
- 23日 中央会女性部会県大会

4月の予定

- 6～8日 信玄公祭り
- 17日 正副会長会議

紙面から

- 2面 施策情報
- 3面 景況情報/業界の声
- 4面 アクティブkumiai
- 5面 Hello!組合事務局/Study room
- 6面 山小屋研修会/ホームページ研修
- 7面 ジョブサポートだより/情報BOX
- 8面 労働団体からの要請/通常総会案内

発行所 山梨県中小企業団体中央会
甲府市飯田2-2-1 中小企業会館4階
TEL 055(237)3215(代) FAX 055(237)3216
http://www.chuokai-yamanashi.or.jp
e-mail webmaster@chuokai-yamanashi.or.jp



来賓によるテープカット



福まき



おいしいものがいっぱい(屋台広場)



子供に人気のソーラー新幹線



宮川道場による空手演舞(屋内ステージ)



大勢の人で賑わう屋内

中央会は3月11日甲府市大津町の「アイメッセ山梨」において「第12回中小企業組合まつり」を開催した。100組合・企業が参加して、業界の産物の展示販売が行われ、多種多様な製品が展示されて、人気商品には人集りがでいた。また、先着2007名の来場者にプレゼントが提供

された。朝方は雨、午後からは強風に見舞われ悪天候であったものの、来場者も3万人余と多くの人出で賑わい、広く県民に春の訪れを告げる催事として定着したようだ。開場式であいさつに立った宮川会長は今年の中

央会の活動テーマ「恕の心」を紹介し、中央会は本年このテーマの下におもいやりの心を大切に事業や諸活動を展開してゆくと述べた。

来賓として横内正明知事をはじめ本県関係の衆参国会議員も多数出席して大勢の関係者が見守るなかテープカットがおこなわれた。

出展内容では地場産業組合関係が郡内織物組合、県二ツト組合、ワイン組合、宝飾研磨関係組合、製材団地組合がそれぞれアクセサリ、家具、傘、寝具、婦人服、ワインなど出品。また、観光物産関係では県観光物産連盟の加盟社が観光みやげ品などを中心に出展した。その他の業種組合により整体治療体験、

品が行き渡るように配慮したものだ。「子供福まき」のまき手は中央会女性部会やトラック協会女性部会の役員が努めた。女性のやさしい雰囲気が始まった福まきも、景品が手渡してから、遠くの人まで届くように段々と勢いよくまかれ、会場が熱気に包まれて、大きな歓声が湧き上がった。太陽電池を使った「ソーラ新幹線」に加え、今年

おもいやりの心の心 の心のテーマのもと 組合まつりを盛会に開催



あいさつする宮川会長

決算関係書類等の作成・手続きの明確化と 監査報告書の作成例

今月から、通常総会開催までの流れが変わります。決算関係書類及び事業報告書の監事への提出時期、理事会の開催時期、通常総会の通知とともに決算関係書類及び事業報告書を組合員に提供する方法等について、個々の組合で検討することが肝要です。

1. 決算関係書類等に関する作成・手続きの明確化関係

改正前 ①通常総会の1週間前までに決算関係書類を監事に提出しなければならない。
②通常総会の1週間前までに決算関係書類を主たる事務所に備え置かなければならない。

改正後 ①決算関係書類及び事業報告書は、監事の監査を受けた上で理事会の承認を受けなければならない。
②理事は、理事会の承認を受けた決算関係書類及び事業報告書を通常総会の通知とともに組合員に提供しなければならない。
③組合は、通常総会の2週間前までに決算関係書類及び事業報告書を主たる事務所及び従たる事務所(従たる事務所へは写し)に備え置かなければならない。

※注意:上記の改正事項については、経過措置なし。

▼平成19年4月1日以後に招集される通常総会の手続きフロー図

議案の作成

組合は、「決算関係書類(財産目録、貸借対照表、損益計算表、剰余金処分案又は損失処理案)及び「事業報告書」を作成しなければならない(40条②)。

監事への「決算関係書類」「事業報告書」の提出

組合は、「決算関係書類」「事業報告書」について、監事の監査を受けなければならない。

監事は、受領した「決算関係書類」「事業報告書」について、監査方法・内容等を記した監査報告を作成し【※1】、理事に対し、「決算関係書類」「事業報告書」の全部を受領した日から4週間経過した日、もしくは理事との合意により定めた日のいずれか遅い日【※2】までに監査報告の内容を通知しなければならない(施行規則91条①)。

【※1】監事の監査権限を会計に関するものに限定した組合の監事は、「事業報告書」の監査権限がないことを明らかにした監査報告を作成しなければならない

【※2】監査期間は、監事と理事の合意があっても4週間を下回る期間を予め定めることは不可(ただし、4週間以内に監事が通知することは可能)

理事会招集通知の発出【※3】

理事長は、理事会の会日の1週間前【※4】までに、各理事【※5】に対し、理事会招集通知を発出しなければならない(36条の6⑥)。

【※3】理事(監事に業務監査権限を付与している組合は、理事及び監事)全員の同意があれば招集手続きの省略可(36条の6⑥において準用する会社法368条②)

【※4】短縮可(1週間を下回る期間を定款で定めた場合はその期間(36条の6⑥において準用する会社法368条①))

【※5】監事に業務監査権限を付与している組合は、各監事に対しても発出しなければならない(36条の6⑥において準用する会社法368条①)

理事会の開催

理事会においては、通常総会の開催及び議案の議決をするともに(49条②)監事の監査を受けた「決算関係書類」「事業報告書」の承認を行う(40条⑥)。

「決算関係書類」「事業報告書」の備置き

組合は、通常総会の会日の2週間前までに、「決算関係書類」「事業報告書」を主たる事務所に、それらの写しを従たる事務所に備え置き、組合員の閲覧に供する(40条⑩)。

総会招集通知の発出【※6】・「決算関係書類」「事業報告書」及び「監査報告の提供」

理事長は、通常総会の会日の10日前【※7】までに組合員に到達するよう、総会招集通知を発出する(49条①)。総会招集通知には、議案のほか、会議の日時、場所等会議の目的たる事項を示すとともに、理事会の承認を受けた「決算関係書類」「事業報告書」及び「監査報告」を添付し、組合員に提供しなければならない。(40条⑦)。

【※6】組合員全員の同意があれば招集手続き省略可(49条③)(この場合、招集通知発出の際に必要な添付書類も不要)

【※7】短縮可(これを下回る期間を定款で定めた場合はその期間(49条①))

通常総会の開催

2. 共済事業定義の創設関係

改正前 中協法に、火災共済事業以外の例えば生命、自動車などの共済事業の明確な定義規定がない。

改正後 組合員から事前に何らかの資金を徴収し、何らかの事故が発生した時に、組合員に対して一定の金銭を支払う場合、事故の内容及び慶弔金、見舞金といった名称に関わらず共済事業に該当。該当した場合は、保険業法に類似した改正法上の諸規制が適用される。

共済事業に該当しないようにするためには、給付金額を引き下げるか、保険会社の保険に切り替えることが必要。

他方で、商工組合、商工組合連合会は、平成19年4月1日以降、共済金額が10万円を超える共済事業の実施が禁止。

※留意:共済事業に該当するかどうかは組合員に支払われる金額で判断。

組合員である1契約者(正確には1被共済者当たり)に対して支払う金額(共済金額)が10万円を超えるか否か。

この場合の「10万円」の適用は複数の共済契約がある場合は、それぞれの契約ごとに判断。

現在実施している事業の名称が共済事業ではなく、例えば慶弔見舞金等の給付であっても、金額的に共済事業の範疇に入る場合は共済事業とみなされ、規制の対象となる。

〈監査報告書様式例〉(全組合共通)

省令の施行前に終了する事業年度及び業務監査権限に関する経過措置の終了前に終了する事業年度に関する監事の権限は会計に関する監査に限定されていることから、事業報告書の監査に関する箇所は適用されない。

監 査 報 告 書

中小企業等協同組合法第40条第5項により、特定理事から受領した第〇期財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案(損失処理案)及び事業報告書を監査した。

商工組合(非出資商工組合を含む)の場合
「中小企業団体の組織に関する法律第47条第2項において準用する中小企業等協同組合法第40条第5項」と書き換える。

1. 監査方法の概要

決算関係書類及び事業報告書の監査のため、会計に関する帳簿、書類を閲覧し、計算書類について検討を加え、必要な実査、立会、照合及び報告の聴取、理事会議事録の閲覧、重要な事項の経過報告の聴取その他通常とるべき必要な方法を用いて調査した。

2. 監査結果の意見

- (1)財産目録、貸借対照表、損益計算書は、組合の財産及び損益の状況のすべての重要な点において適正に表示している。
- (2)剰余金処分案(損失処理案)は法令及び定款に適合している。
- (3)事業報告書は、法令及び定款にしたがい、組合の状況を正しく示している。

3. 追加情報

平成〇〇年〇月〇日

特定理事に
監査報告を
通知した日

〇 〇 組 合
署名は監事全員 監事〇〇〇〇

(作成上の留意事項)

- 監査権限定組合(監事の監査の範囲が会計に関するものに限定されている組合)の監事は、事業報告書に関する記載を削除し、次の例を監査報告書の前文の末尾に追加記載する。「なお、当組合の監事は、定款第〇条(監事の職務)に定めるところにより、監査の範囲が会計に関するものに限定されているため、事業報告書を監査する権限を有していない。」
- 「3. 追加情報」は記載すべき事項がある場合に設け、正当な理由による会計方針の変更、重要な偶発事象、重要な後発事象その他の事項であって、監事の判断に関して説明を付す必要がある事項や決算関係書類の内容のうち強調する必要がある事項を記載する。

業界から一言

■製造業

●繊維工業／得意先からの発注時期が重なり、そのうえ短納期のために、生産が追いつかなく、断るケースも増えている。また、プリントの復活など新たな設備投資が必要となっている。

●家具製造業／金利の上昇、株価の下落により景気の先行きに不安がある。

●コンクリート製造／年度末工期の公共事業が順調に消化されたが、受注量全体の低下で出荷も伸びず、前年の93%程度で止まってしまった。大型物件の受注もなく、今後の出荷に期待ができない。

●貴金属製品製造／地金価格が高いままで推移していることや、消費者ニーズの多様化により各社の受注ロットは少ない傾向にある。また、輸入品の増加もあり、製造各社厳しい経営状況である。

■非製造業

●衣料品卸売／春物がはじまり、仕入が上昇するかに思われたが、価格帯の低い商品しか動かず、高額商品はロットが少なくなってきたおり、収益は改善されていない。

●食料品小売／食肉の小売りと外食関係への卸売りに共に低調。ユーロ高の影響で、輸入豚肉の価格が高騰している。

●自動車小売／高級車及び軽自動車は売れ行きが順調であるが、小型車は各社苦戦していることから、収益で見ると昨年とほぼ変わらない状況。人口減による購買層の減少に対する対策は急務である。

●石油小売業／2月期は原油コストの下落と円安が進み、元売りは若干の値下がりとなったが、各小売店は経費の未転嫁分があるため、小売価格は変化していない。

▶ データから見た

業界の動き

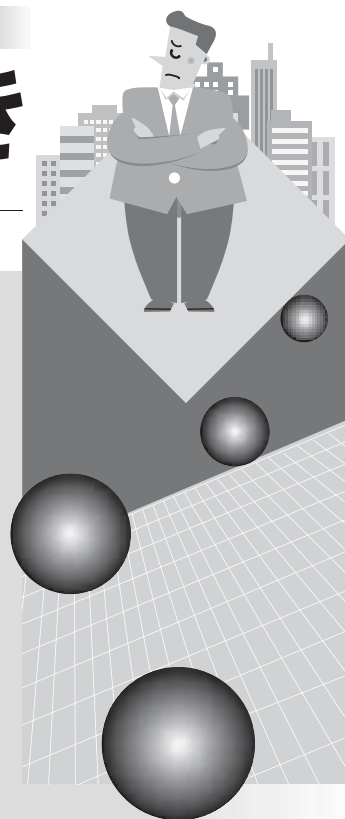
山梨県中小企業団体中央会

情報連絡員報告 (平成19年2月分)

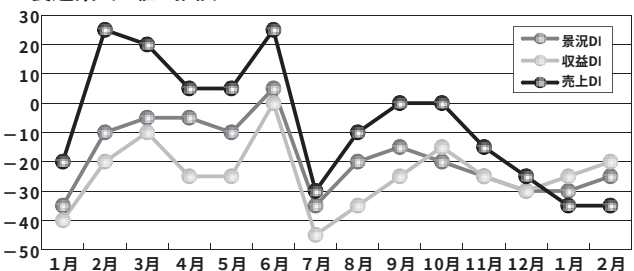
平成19年2月の月次景況調査(情報連絡員報告)の結果、「製造業」のD I値は、売上高-35ポイント(対前月±0)、収益状況-20ポイント(対前月+5)、景況感-25ポイント(対前月+5)と、売上高については過去一年間の中で最も悪い数値のまま推移。

「非製造業」のD I値については、売上高-36ポイント(対前月+7)、収益状況-30(対前月+16)、景況感-33(対前月+20)と多少回復を見せている。

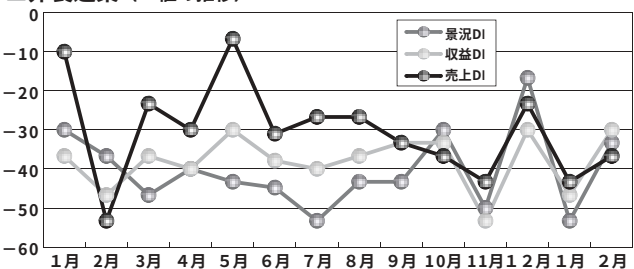
各情報連絡員に対して「来年度に向けての見通し」について調査を行ったところ、楽観的な意見は皆無で、平成19年度も厳しい状況が続くそうだと意見が大半を占めている。



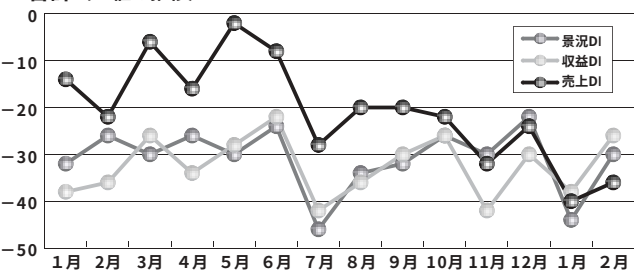
■製造業 (DI値の推移)



■非製造業 (DI値の推移)



■合計 (DI値の推移)



少となっている。

平成19年度の見通し

●食料品製造／少子高齢化の影響と菓子業界の不祥事の影響が県内企業にも

及ぶことを心配している。

●貴金属製造／宝飾品市場の規模が小さくなってきたこと、輸入品の増加によって厳しい経営を強いられることが予想される。

される。

●機械器具製造／忙しくはなると思うが、ロットは減少傾向にあり、収益の確保は難しいと思われる。

●鉱業／製造原価を低くすることができず、出荷が好調となっても、収益の好転は望めない。

●卸売業／再度、中小企業の再編が始まるとの見方が強く、本来小回りの効く中小企業の活力は停滞気味である。

●宿泊業／大型観光キャン

ペーンやNHK大河ドラマの放映、また、風林火山博などによって県外からの観光客誘致に若干期待がもてるが、各社収益は厳しい。

●自動車サービス／中央は

景況見通しが良いとのことである、地方の見通しは暗い。

●職別工事業／平成19年度

も業界内で面白い話題は出ていない。公共工事は予算ベースで3%程度減額される予定であり、過当競争が続くと思われる。

業界の声

山梨県ワイン酒造協同組合

顧問 望月 太氏

近年のワイン消費動向は？

ワインの消費量はブームの度に着実に増加していき、平成10年の第4次ブーム(健康食品ブーム)の際は赤ワインに含有されるポリフェノールが注目されたことで、出荷量、消費量ともにピークを迎えました。翌年はブームの反動から徐々に減少したものの、ピーク時以前と比較すれば高い水準で、ほぼ横ばいで推移しています。ちなみに製造量では、山梨県が全国に対し約35%を占め1位となっています。

業界の現況と今後の展望

一昔前と比べ、家庭でワインが頻繁に飲まれるようになり、比較的手頃な千二百〜千三百円のワインが売れ筋となっていますが、今後はその価格帯を2、3千円台へシフトしていきたいと考えています。価格が多少高くても品質が良く、消費者がその価格に妥当性があると納得さえすれば購入してもらえらると思います。本組合では3年ほど前から、山梨大学、山梨県工業技術センターと連携し、共同で新商品の開発に取り組んでいます。国産ワイン発祥の地として、県産ワインのブランドと品質水準の向上に努め、消費者の方に満足していただける商品を目指しています。

また、県内ワインの今後の方向性として、辛口を中心に味に厚みと香りなど個性を持たせた甲州ワインを多数展開し、消費者の方には多様な商品から自分好みのワインを探し出して楽しんでいただきたいと思います。

業界として取り組んでいること

毎年11月、東京・日比谷(文化の日)と甲府・小瀬(県民の日)で県産ワインのPR活動の一環として「新酒ワインまつり」を開催しています。このイベントは今年20年を迎え、毎年県内のワイナリーが出演し、大変な人気を博し県産ワインの魅力を伝えています。また、3年前から山梨のワイン消費拡大を狙って、「県産ワイン・試飲商談会」を実施しております。この他に、山梨県主催で国際ワインコンクールを開催し、国産ワインの品質と認知度の向上を図っています。



多くの人でにぎわう「新酒ワインまつり」

菓子工場・トヨタの工場を視察

ACTIVE KUMIAI



亀屋芳弘の工場



花井社長との懇談

3月6日（火）～7日（水）の2日間、同組合青年部（鈴木浩文部長）9名は名古屋生菓子工業協同組合青年部（西野嘉高会長）との懇談会と株式会社亀屋芳弘、トヨタ自動車元町工場およびトヨタ自動車博物館の視察研修を行った。

懇談会においては、青年部の活動状況について意見交換を行ったが、日本一元気な街である「名古屋」の明るさ・活気をもらうことができ、その後の懇談会においては、大いに盛り上がる事ができた。参加者一同、改めて「元氣よく仕事に臨む」という気持ちを持つことができた。

亀屋芳弘の工場見学においては、工場で働いている方の挨拶のすばらしさに感銘し、製造工程における給の挿入、包装の機械化に驚かされ、容器の消毒等衛生面への万全の配慮も窺うことができた。

また、花井義一社長は、「私たちはお菓子をを通して『お客様の満足』『会社の繁栄』『社員さんの幸せ』を創造する」という経営理念を語ったほか、「地域密着」「気力、体力、やる気、プラス知恵が必要」「持ち株制導入によるガラス張り経営」「労使の信頼」など語り、参加者は自社の経営にこれらの考え方を活かしていくと真剣に聞き入っていた。

元町工場においては、組立・溶接ラインの見学ができ、「カンバン方式」の無駄のない流れに驚嘆した。博物館では自動車の歴史から、F1自動車試乗まで楽しむことができた。

全体を通して、名古屋の元氣と経営に対する姿勢を学ぶことができ、非常に有意義な研修であった。



トヨタ博物館

TOPICS ログクラフト事業協同組合

新たな宣伝活動の構築について

ACTIVE KUMIAI



研修会風景

ログクラフト事業協同組合（斉藤友一理事長）は、販促活動の強化やログ材のイメージアップ等を目的にして新たなパンフレットの作成と研修会を開催した。

ログクラフト事業協同組合は、平成6年に地域材の有効活用を企画・実践していくため、地元建築工事業者や建築材料卸業者及びログビルダーなどによって組織化され、多くのログハウスやログ遊具等の建築実績を残してきた。しかし、近年の景気減退等により売上高が下降気味になっているため、販促活動強化の一環としてこれらの活動が行われた。

パンフレットの作成については、ログビルダーによる手作り感等を全面に押し出すことにより、ログビルダーならではの細かい変更への対応や、ログ材を活用した分かり易い迫力といったログハウス独特の特徴を出すことで、大手ログハウスメーカーと一線を画した営業方針を打ち出した。研修会の開催については、既存のHPをどのような形で営業活動に結び付けるかを学ぶため「お客を呼ぶ」「ホームページの作り方をテーマに開催し、消費者向けのネットビジネスの考察とWeb構築の基礎を学ぶことにより、今後組合がどのような形で営業・宣伝活動を行っていくことが必要かについて研修した。

組合パンフレットより



なお、これらの事業については平成18年度山梨県中小企業団体中央会モデル組合指定の補助金を利用して行われた。

TOPICS

中小企業組合検定試験に挑戦し、中小企業組合士になりましょう！

ACTIVE KUMIAI

平成18年度中小企業組合検定試験（中小企業組合士）の合格者が発表され、本県から1名が受験し合格した。合格者は、千野哲宏（中央会職員）で、昨年10月から11月にかけて実施した組合士受験対策講習会に他の受講生とともに受講し、合格を目指して取り組んできた。

合格した千野は「試験を受験する際に学んだ知識をベースに、今後は幅広く知識を習得し柔軟な対応ができるよう経験を積んでいきたい」と抱負を述べた。

中小企業組合士は、全国で3,379名（内山梨県33名、平成18年6月1日現在）が登録されており、組合はもろろん中央会、商工組合中央金庫等それぞれの分野において活躍している。

中小企業組合士制度は、昭和44年に東京都中央会において創設され、昭和49年に全国中央会に移管された。中小企業組合に従事する役職員の資質の向上を図るため、その職務の遂行に必要な知識に関する試験を行い、試験合格者の中から3年以上の実務経験を有する者に対し、中小企業組合士の称号を与える制度である。

試験科目は、「組合制度」「組合運営」「組合会計」の3科目で、一部の科目について合格した場合は、その後3年間はその科目の受験が免除される。

試験日は、毎年12月の第一日曜日で、本年度は平成19年12月2日（日）に実施される予定である。

本県では、中小企業組合士を普及させるため、中小企業組合士を取得した中央会職員が講師となり「組合実務講習会」、「組合士受験対策講習会」等を開催し、組合事務局役職員等が中小企業組合士を取得するために必要とされる内容について講習会を実施している。

今までに、講習会を受講した組合事務局職員から5名の合格者が出ており、組合事務局の充実・強化に貢献している。中央会では、「一組合、一組合士を！」を目指し、今後も中小企業組合士の普及に向けて、積極的に取り組んでいきたいと考えている。

●中小企業組合士に関する問い合わせは、中央会労働課まで。



山梨県土木コンクリートブロック協同組合は、昭和51年に山梨県下のコンクリート積みブロック製造業者により設立され、土木工事用積みブロックの共同販売事業を中心に活動してきた。昭和59年には現在地に組合会館を建設し、平成3年にオンライン化による共同販売を実施している。今回は、事務局の青柳専務にお話を伺いました。

山梨県土木コンクリートブロック協同組合

事務局 専務理事: ^{あおやぎ}青柳秋夫さん

設立/昭和51年3月17日
所在地/甲斐市富竹新田1799-1
理事長/西室 覚
組合員数/8人 職員数/3人
出資金/16,680千円
TEL/055-276-3220
FAX/055-276-3219

組合事務局

Hello!

「故郷を築き守る 積みブロック」

Q 組合の活動は？

設立から公共事業を対象としたコンクリート積みブロックの共同受注と共同販売事業を中心に行っている。一般廃棄物の焼却から得られる溶融スラグを利用したエコブロックの生産普及、需要拡大に努めている。エコブロックは、産学官連携による10年の研究開発と様々な試験による安全性の確認を経て製品化され、山梨県リサイクル認定製品となっている。

また、平成19年4月より試験室を設置し、共同検査・試験及び研究開発に力を入れていく。その他、新製品の開発、技術水準及び品質管理の向上に資するための研修会・研究会の開催を行っている。

Q 事務局ではどんな仕事をしていますか？

共同販売に係る事務や新製品開発、業界情報の収集・分析・発信などを行っています。平成20年4月からの新しいJIS規格制度への対応、エコブロックの普及及び住民意識の啓発・啓蒙活動なども行っています。

Q 事務局として心がけていることは？

人に優しく、与えられたことを迅速に処理しようというところにかけています。

また、環境意識を持つて大事に備品を使用したり、事務所の美化、整理整頓につとめています。会館の周りの植栽にも手をかけ、整備してきました。

今まで通っていたことが通らなくなっている昨今、法律に抵触することなく、目的に沿うよう時代にあった改善をここにかけています。

Q 事務局で困っていることは？

公共事業を対象としているので国の三位一体改革による公共事業費の削減の影響を受け、組合員の仕事量、販売数量が減少し、適正価格が損なわれているため、適正化に苦慮しています。

Q 趣味は？

休みには畑でほうれんそう、ブロッコリ、にんじん、レタス等の野菜作りに精を出しており、今は苗作りの最中です。その他にも釣りや山菜取り、狩猟、ゴルフなど一年中活動しています。

Q 最後にひと言

近年構造改革等急激に変化する社会経済情勢の中で、時代の潮流に適切に対応できる組合組織の構築につとめ、組合制度の基準原則、相互扶助などの基本にかえて足下を見直しつつ、知恵と団結力を持って取り組みたいと考えています。

また、品質管理や再リサイクルが可能な自然環境に配慮した付加価値の高い製品の開発及び安定供給体制を確立し、環境を考えた地域の社会資本整備につとめ、県民生活の安定向上に寄与したいと考えます。



Study room

福利厚生費と交際費

Q

組合が、職員や組合員に対して支出する福利厚生に関する費用について税務上は交際費として処理しなければならない場合がありますか？

A

〈概要〉
税務上において、福利厚生費となるか、交際費としなければならないのかは、法令や通達等により判断することになります。

〈交際費課税制度の規定について〉

交際費課税の特例とは、法人の支出した交際費について、原則として、その全額を損金不算入とする制度です。ただし、資本金1億円以下の中小法人については、400万円(定額控除限度額)までの10%相当額と400万円を控除した後の残額の全額との合計額を損金の額に算入しないこととしています。

したがって、交際費に該当するかどうかは、組合の経理処理においても重要な問題になりますが、税法上の交際費等の範囲は、一般通念上の交際費と

異なり、その範囲は相当に広がっているため、留意が必要です。

〈福利厚生費との区分〉

福利厚生費としての性質を有する支出は、取扱通達(措通61の4(1)-1)において、交際費等には該当しない旨が明らかにされていますが、そのためには、次の要件が必要でありますので留意して下さい。

- (1) 機会均等の要素を持っていること。その場合、就労部署ごとに順次行われるものは含まれます。
- (2) 社会通念上、福利厚生事業として金額の妥当性を持っていること。
- (3) (1)、(2)からみて、法人が負担すべきことが当然とされるものであること。

〈組合が支出する災害見舞金等について〉

協同組合等がその福利厚生事業の一環として一定の基準に従って組合員その他直接又は間接の構成員を対象にして支出する災害見舞金等は、協同組合等の性格にかえりみ、交際費等に該当しないものとされています。(措通61の4(1)-11)

上記の通り、通達により交際費等に該当しない旨が示されていますが、組合が事業の一環として、福利厚生事業を実施し、一定の基準により支出できる規約等が定められている場合もありますので留意して下さい。



講師 内藤順造氏

山小屋経営者・管理者研修会 及び情報交換会を開催

基調講演は、山梨県山岳連盟会長の内藤順造氏が、「山小屋における顧客サービスのあり方」と題しての演説を行った。最近の登山界の状況、山に登る理由、登山者の形態、遭難事故発生状況、山岳施設整備のあり方、山小屋の役割など幅広い内容で話されたが、登山者が多様化しており、山小屋も施設整備・サービスの提供のあり方を見直さなければならぬと語った。

本県は、山岳県であり、ハイキング向きの里山から本格的な登山が楽しめる山まで幅広く存在するため、中高年をはじめとする登山者が県内外から多数訪れている。この山梨県の貴重な自然環境を守り、登山者の安全・利便性を高めつつ、観光振興を図るためには、山小屋経営者・管理者相互の連携を深め、効果的な情報発信を行うことが必要であるため本会議を開催した。

2月27日（火）本会観光事業部は山梨県と共催で山小屋経営者・管理者を対象に研修会及び情報交換会を開催した。民営山小屋経営者・管理者、公営山小屋を有する市町村担当職員など約40名が出席した。



基調講演風景



意見交換会風景

- 意見交換の主な発言は次のとおり
- 山系毎に山小屋の状況が異なるので、山系毎にまずまとめる必要がある。
 - 山小屋の経営者・管理者一堂に集まる機会はないので、年に何回かこのような会議を開催してほしい。
 - 食事メニューのあり方など具体的な意見交換を行いたい。
 - ホームページを充実させ、積極的な情報発信を行ってほしい。
 - 登山者の教育、意識付けが必要である。
 - 施設整備のあり方を再検討したい。
 - 多様化している登山者（団体世代・女性）への対応を早急に取り組んでいきたい。
- などの意見があった。
- ハード整備は、自然環境への配慮を重視しながら、長期的な視点で時間をかけて行わなければならないが、ソフト面においては、接客技術の向上、HPの見直しなど、少ない投資金額ですぐに取り組めるものもあり、本会としても積極的に支援していく。また、年に2回程度情報交換会を開催するとともに、山系別の組織作りを支援することを確認し、会議を終了した。

HP研修会開催!!

去る3月20日、中央市・アドラック研修において、平成18年度情報化対策講習会の第3回目を開催した。

第3回目となる本講習会は、「できる!!ホームページ更新講習会」～なぜホームページの更新ができないのか?～をテーマにホームページを持つ組合や各企業のIT担当者を対象に、日頃から悩んでる方々や、ホームページを全く触れたことがない方々でも分かりやすい内容で企画され開催された。

具体的にはホームページは24時間・365日情報を発信し続けるため、Webサーバーという特別なコンピュータ上に置かれている。そのサーバ



講習会風景



システムプランナー 長谷川和信氏



主任講師 大木昭人氏

ーは、第三者からの悪意のある攻撃を防ぐために強固なセキュリティに守られている。ホームページを更新したいときには、「ホームページビルダー」のような作成ソフトの使い方だけでなく、更新するホームページの元データを持っているか?ホームページの置いてあるWebサーバーの場所を知っているか?サーバーにアクセスするためのIDとパスワードを知っているか?更新データをサーバーに書き込むためのFTPを知っているかなどの条件が必要となることから、インターネットの基礎知識やサイト構築の基本を学ぶなど、ホームページの更新のための基本的ノウハウからパソコンを使った具体的操作方法までを習得する内容となった。

今回は新聞紙面を通じて募集を図るなどしたところ、一般の方からの問い合わせも多くあり、定員20名のところ定員を上回る参加者を集めて行われ関心の深さを伺わせた。

ジョブサポートだより

インターンシップに思う

■若者の就職支援体制の一つにインターンシップがある。就職活動を控えた生徒や学生が企業などで1、2週間の就労体験をするというのが一般的になっている。このインターンシップだが、企業側の受け入れは必ずしも積極的ではないという。かつて読売新聞に掲載されていた日本労働研究機構の調査によると、受け入れを懸念する理由は、①受け入れる部署が確保できない、②メリットが分からない、③事故への保険制度が不十分である、④企業機密への対処が難しい、⑤実習生は働き手にならない、の順であった。

■今や日本経済は長引いた不況を脱出しつつあるといっても、インターンシップの受け入れに消極的な企業では、まだ経営的な余力が乏しいことも起因している。制度の普及推進には、受け入れ企業に対する助成金制度他の施策も検討の余地がある。

■一方の高校生や大学生をみると、積極的にインターンシップに応募する人は就業意識が高い。問題は受け入れ先が限定される中、インターンシップを経験できない若者をどのように救済するか。大多数の高校では事情がない限りアルバイトを禁じているが、大学生になるとアルバイト経験のない人は少ない。せめて高校生にも長期休暇を利用したアルバイトを解禁して、社会との接点を経験させることが大事に思える。問題となっている二ト化現象に歯止めをかけるには「受け入れ側」と「送り出す側」が一体となった施策が必要だと考える。

3月をもって中央会の求職活動援助事業推進室「ジョブサポートやまなし」も終了となりました。『ジョブサポートだより』も今回で最後になります。振り返りますと、平成14年の11月から5ヶ月かけて開設準備作業を行い、以後4年間にわたり延13,000人を超える求職者と接してきました。適切なフォローをしてくれた現コーディネーターの同僚にも恵まれ、多くの皆さんの訪れることのできる場所となりました。さらに、何回か転職を繰り返した人たちの頼りとする場ともなりました。それも中央会を支える各組合の存在があつて実現できたものと感謝しております。ありがとうございました。

山梨県中小企業団体中央会

求職活動援助事業推進室

室長

コーディネーター

清水 純一

杉山 真理子

情報BOX

地方税電子申告 eLTAX がご利用いただけます。

山梨県では、(社)地方税電子化協議会が運営するeLTAX(地方税ポータルシステム)を利用し、法人県民税・法人事業税の申告受付をインターネットで行っています。事前に登録をしていただきますと、以下のことが行えます。便利なeLTAXを是非ご利用ください。

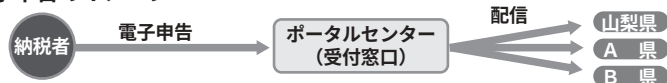
eLTAXを利用すれば…

- ①インターネットで、オフィスや自宅から簡単に申告ができます。
- ②複数の自治体への申告がまとめて一度にできます。
- ③eLTAX専用ソフト(無料ダウンロード)で申告書の作成が簡単にできます。
- ④eLTAXに対応した市販会計ソフトで作成した申告データでもそのまま電子申告ができます。

◆対象となる税目及び申告手続き

法人県民税及び法人事業税の予定、確定、修正申告の手続き(更正の請求はできません。)

◆電子申告のイメージ



◆eLTAXをご利用いただける時間

月～金曜日 8:30～20:00(祝祭日及び年末年始を除く)

◆事前の手続き

- 1 電子証明書の取得(税理士関与の申告の場合は不要です。)利用届出の際に必要な電子証明書を取得します。
*利用可能な電子証明書は、eLTAXホームページでご確認ください。
- 2 利用届出
eLTAXホームページで必要事項を入力し利用届出を行ってください。
- 3 利用者ID等の受け取り
利用者IDと仮暗証番号(仮パスワード)等が記載されたeLTAXの利用に関する通知書が郵送されます。
*利用届出をいただいた後10～15日程度かかる場合もありますので、余裕をもって手続きをお願いします。
- 4 ソフトウェアの入手
電子申告データの作成に必要なソフトウェア(PCdesk)をeLTAXホームページからダウンロードし、インストールします。

*本システムについて詳しくは、開発・運営主体である(社)地方税電子化協議会までお問い合わせください。

▶(社)地方税電子化協議会
(連絡先 0570-081459)受付時間 8:30～20:00(土日祝、年末年始を除く)
(eLTAXホームページ: <http://www.eltax.jp/>)

▶山梨県への問合せ先
税務課企画担当……電話055-223-1386
システム管理担当…電話055-223-1388

●高齢者を自ら教育し、活用してみませんか。

シニアワークプログラムののご案内

60歳代前半の就職希望者に、必要な技能講習を実施したのち、雇用が行える業界団体を募集しています。

シニアワークプログラム事業は、高齢者の就職に向けた「技能講習会」を開催し、講習修了者と企業との「合同面接会」の開催によって、就職の促進を図るもので、平成18年度は、「タクシー乗務員」、「フォークリフト運転者」、「警備業務員」などの養成コースを開催しています。

●事業実施の要件は、

- 「技能講習会」の講師は、業界団体等から派遣していただきます。
- 「合同説明会」へは、業界団体等の構成企業で求人募集を行っている企業に参加していただきます。
- 「技能講習会」及び「合同説明会」の開催に伴う費用は、山梨県シルバー人材センター連合会が予算の範囲内において負担します。

●お申込・お問い合わせ

山梨県中小企業団体中央会 労働課 Tel.055-237-3215

●次世代育成支援対策推進法に基づく企業等の認定表示(認定マーク)の愛称について

愛称「くるみん」に決定



担当

厚生労働省

雇用均等・児童家庭局 職業家庭両立課

●電話 03-5253-1111

●夜間直通 03-3595-3275

次世代育成支援対策推進法では、事業主は、従業員の子育て支援のための行動計画を策定・実施し、その結果が一定の要件を満たす場合に、厚生労働大臣の認定を受けることができます。

また、認定を受けた事業主は、認定マークを商品等に付けることができます。

本年4月から始まる認定申請に先立ち、認定マークを広く周知するため、昨年11月より一般から愛称を募集しました。

158点の応募作品の中から厳正な審査を行った結果、池田寛子さんと田中亨さんから応募のあった「くるみん」が愛称に決定されました。

編集後記

毎年、成人病検診を受診するが、内視鏡検査が苦手です。最近、鼻から入れる内視鏡検査があり、苦痛が少なく、とても楽とのこと。ところが、それより楽なカプセル内視鏡が日本でも認可される予定。もう検査はつらくない？

ご意見・ご要望は、中小企業タイムズ編集班までお寄せ下さい。

TEL 055-237-3215
FAX 055-237-3216
E-mail
webmaster@chuokai-yamanashi.or.jp

労働団体から要請を受ける

3月2日、中央会など県内経済（経営者）団体は日本労働組合総連合会山梨県連合会（連合山梨）の渡辺一彦会長から、要請を受けた。

要請は、労働者の雇用を守ることを基本に「働くものためのワークルールの実現」、「不公平税制是正の実現」、「信頼のある年金制度の実現」、「（新しい公共）の創造と公務員制度・公務労使関係の抜本改革と労働基本権の確立」の4項目を今春閣2007の最重点項目に挙げている。

情勢分析として、企業業績も最高益を更新し5年連続の増益が見込める一方で、マクロ的な労働分配率が低下し、勤労者の家計は相変わらず低迷している。パートタイム、契約・派遣労働者等が増大する一方で、多くの正社員は長時間労働を余儀なくされているとし、

以下の諸課題の実現に向けた努力を要請している。

- ① 法令や労働協約を守り、現状の働き方を改善する取り組みを通じて、働く側の選択肢が保障され、公正な働き方となるよう指導する。
- ② 雇用の維持・安定について
- ③ 労働条件格差の是正について
- ④ 社会保険からの脱退防止について

やる気と潜在能力のある 中小企業応援します

YAMANASHI GUARANTEE



山梨県信用保証協会

本店 甲府市飯田二丁目2-1
TEL (055) 235-9700(代)

富士吉田支店 富士吉田市下吉田1832
TEL (0555) 22-0992

中央会通常総会日程のお知らせ

開催日 平成19年5月31日(木)
開催場所 昭和町 アピオ
開催日程 14:00～15:00 通常総会
15:10～16:30 表彰式
16:40～18:00 交流会

被表彰者の募集について

山梨県中小企業団体中央会では、長年にわたり組合、青年部、女性部活動に貢献した方を対象に表彰候補者を募集しています。

募集対象 組合功労者、青年部功労者、女性部功労者、優良専従職員
募集締切 平成19年4月13日(金)
表彰式典 平成19年5月31日(木)15:10～

●詳しくは、山梨県中小企業団体中央会総務課まで TEL055-237-3215

安協加入で魅力的な特典を

～サービス内容は～

- ◎交通事故による損害賠償等についての弁護士の無料法律相談が受けられます。
- ◎Eメールによる交通安全情報が受けられます。
- ◎交通事故被害者に見舞金が贈呈されます。
- ◎滑り止めのついた運転免許証ケースを贈呈します。

財団法人山梨県交通安全協会

TEL 055-280-5550
E-mail ankyou@yln.or.jp

その視線の先に。

私たちが運んでいる物は、ただの荷物だけではありません。その荷物を待っていてくれるたくさんの人たちの、素敵な笑顔が覗かせる様も運んでいるんだ、と思っています。

すでに、国内の輸送の9割がトラックによるもの。水道や電気と同じように、トラック輸送は日常生活に欠くことのできないライフラインの一つです。しかし、トラック業界は現在、相次ぐ規制によるコストの増加や止まらない燃料価格の高騰により、かつてない厳しい経営環境に直面しています。

だからこそ、自分たちができる努力はせんとしようと思います。たとえば、コストの削減効果だけでなく地球にもやさしい「アイドリングストップ運動」や「低公害車の導入促進」そして「環境基本行動計画の策定」など、業界一丸となって取り組んでいます。さらに、急激なコスト増に対応する運賃の適正化についても業界として呼びかけ、アクションを起こしているところです。

道は決して平坦ではないけれど、視線の先には、たくさんの笑顔が待っているから、今日も私たちは、走り続けます。



安全輸送を心がけ 届けています 荷物も未来も環境も

（社）山梨県トラック協会（環境保全対策委員会）・（社）全日本トラック協会・後援／山梨県 関東運輸局山梨運輸支局

好評取扱中！

☆“けんみんしんくみ”の定期積金 ☆

“けんみんしんくみ”で

100万円 貯めてみませんか！

ご契約例

期間	毎月の掛金	お受取金額
2年(24回)	42,000円	(1,008,000円＋お利息)
3年(36回)	28,000円	(1,008,000円＋お利息)
5年(60回)	17,000円	(1,020,000円＋お利息)

その他、事業性資金のご融資についてもお気軽にご相談ください。

であい、ふれあい

YKS 山梨県民信用組合

本部
甲府市相生1丁目2-34
055-228-5151

くわしくは、本・支店の窓口または担当者にご相談ください